

鷹栖町農業交流センター研修生募集要項

鷹栖町農業交流センター「あったかファーム」を拠点に、鷹栖町内において新たに野菜（きゅうりやジュース用原料トマトなど）の園芸作目による農業経営を目指すものを対象に、就農に結び付く実践的な研修を行うことにより、園芸に特化した優れた担い手の確保と育成を図るため、第8期研修生の募集を行います。

なお、要件に該当する場合は、地域おこし協力隊として委嘱し、研修などの活動を行います。

1 募集人数

若干名

2 応募資格

- (1) 鷹栖町で就農することを強く希望する者
- (2) 申込者の年齢は令和7年4月1日時点で47歳以下（就農開始時点で50歳未満）
（研修期間は2～3年間を予定。研修開始時点で48歳以上の方については要相談）
- (3) 鷹栖町内に在住又は鷹栖町農業交流センターに自力で通える者
（地域おこし協力隊の場合は、町内在住が必須となります）
- (4) 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指す者
- (5) 他に常勤雇用の契約を締結していない者
- (6) 生活保護など生活費支援を国・都道府県などから受給していない者
- (7) 鷹栖町内に住み、町民や各団体等と協力して地域活動に積極的に取り組む者

3 募集期間

令和6年10月31日（木）まで（必着）

4 募集手続

- (1) 研修生申込書に必要事項を記入してください。
（申込書は、鷹栖町のホームページからダウンロード可）
- (2) 郵送・持参・電子メール送信にて提出してください。

5 選考

鷹栖町新規就農者・農業後継者審査会による書類審査及び面接試験を行います。

- (1) 書類選考 令和6年11月（合格者には面接試験の案内を別途通知）
- (2) 面接試験 令和6年12月（場所：鷹栖町役場）
 - ア 受験者からのプレゼンテーション方式（10分程度）
 - イ テーマ：なぜ鷹栖町で新規就農を目指すのか？思い描いている農業は？
※研修生申込書の内容を説明してください。
※パソコンなどを使用する場合は事前に連絡をお願いします。

6 内定通知

令和6年12月下旬に文書にて通知します。

7 内定後の流れ

- (1) 令和7年3月 鷹栖町農業交流センターの入所準備
- (2) 令和7年4月 鷹栖町農業交流センター入所式
国・鷹栖町の補助制度等の事務手続き

8 主な研修内容

鷹栖町農業交流センター専属の専門指導員が作成する研修メニューに基づく研修を行います。

- ・きゅうりの栽培技術研修
- ・原料用トマト（オオカミの桃ジュース用の原料トマト）の栽培技術研修
- ・施設園芸における新技術導入ハウスの作物データ管理研修
（自動環境測定器、ハウスサイド自動巻上機、養液栽培システムなど導入。）
- ・座学研修（指導者；専門指導員、農業関係機関の職員など）
- ・他団体が主催する外部研修への参加
- ・センターが保有する農業機械などの整備作業研修
- ・センター周辺の管理研修（草刈り・除雪作業など）
- ・その他専門指導員などが指示する研修（随時）

※研修メニューについては、変更する場合があります。

9 研修の流れ

年数	研修開始時期	主な研修内容
1年目	令和7年4月から	センターでの施設園芸を中心とした研修
2～3年目	令和8年3月頃から	受入農家での施設園芸を中心とした実践的な研修

10 研修費用等

- (1) 研修受講にかかる費用は無料です。
- (2) 作業服等の費用は自己負担となります。
- (3) 研修生自身で傷害保険へ加入をお願いします。
(地域おこし協力隊の場合は、予算の範囲内で活動費を支給できる場合があります)

11 地域おこし協力隊に該当する場合

詳細については、産業振興課農業振興係へお問い合わせください。

12 問い合わせ先

鷹栖町役場 産業振興課 農業振興係
〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
電話：0166-74-3582（内線 255・256）
FAX：0166-87-2850
E-mail：sangyou2@town.takasu.lg.jp
URL：https://www.town.takasu.hokkaido.jp